

産業分類の変更の概要

1. 食品工業

その他製造業に含まれていたたばこ産業を、食品工業に含める。

2. 一般機械器具製造業

武器製造業を一般機械器具製造業から除く。

3. 電気機械器具製造業

情報通信機械器具製造業と電子部品・デバイス製造業を除く。

4. 情報通信機械器具製造業（新設）

情報通信機械器具製造業と電子部品・デバイス製造業を計上する。

5. その他製造業

新聞・出版業、たばこ産業を除くとともに、ゴム・皮革製造業（独立分類廃止）、一般機械器具製造業に含まれていた武器製造業を含める。

6. 卸・小売業

飲食店を除く。

7. 不動産業

その他非製造業に分類されていた駐車場業を含める。

8. 情報サービス業

広告業、興信所を除くとともに、その他非製造業に分類されていた放送業を含める。

9. 新聞・出版業（新設）

その他製造業に分類されていた新聞・出版業を計上する。

10. リース業（新設）

物品賃貸業（リース業）をその他非製造業から独立させリース業として分類項目を設ける。ただし、最終的な利用者がはっきりしているものについては、これまで同様、リース業ではな

く、最終的な利用者からの受注として分類する。リース業からの受注は、リース業独自で使うもの、もしくは賃貸用として利用者が不特定なものを計上する。

1 1. その他非製造業

駐車場業、放送業、物品賃貸業（リース業）を除くとともに、卸・小売業に含まれていた飲食店、情報サービス業に含まれていた広告業、興信所を含める。

機種分類の変更の概要

1 2. 通信機

従来どおり、通信機（携帯電話を含む）を計上する。

1 3. (内)携帯電話（新設）

通信機の内数として新たに計上する。